からのまた7時間余の帰路のことを考えた住民代表らは、「私たちはもう帰らねばならない。あなた方が書面を受け取ったことは、裁判長が受け取ったことと認めて、今日は引き上げる」と、うなだれる書記官に言い残し、廊下につめかけていた支援の人たちとともに外に出た。簡単な総括集会のあと、人々の拍手と「御苦労さん」の声を受けて、住民代表をのせたバスは、夕暮れの中を伊方へ向った。

以下と次号にわたって、集会で報告された方々の発言の概要を発言順に紹介しておこう。

熊野弁護士 スリーマイル島（TMI）現地を訪れた時に出席した住民集会も、この集会のようにこぢんまりして活気に充ちていたことを思い出す。原子力発電は未来を失い、ほっておいても崩壊すると思うが、それに伴う被害を食い止めるためにも運動は必要だと思う。TMIは、高松ー松山ー伊方とも読める。この三者が連帯して運動を進めよう。

藤田弁護士 控訴審が始る前の打合せの席上、前任の裁判長らが、「控訴審では許可処分の審査手続だけを審理し、なるべく早く最高裁に送りたい」と、驚くほどひどい発言をしていた。「されど真実は執拗なり」で、TMI事故は発生し、裁判官らの思惑は吹きとんでしまった。

弁護団は原告らと協力して、「今度は裁判官らの裁量の余地のないほど完全に立証しよう」ということで、18名の証人を用意したが、3名の調べを終った段階で、公平ささえかなぐりすてた結審を強行した。しかも、それから1年3ケ月以上も経っているのに判決が書けないという裁判の遅れは、常軌を逸したものである。皆の怒りをつきつけて裁判所を正しい姿に戻すことが何よりも必要である。

仲田弁護士 裁判長は結審宣言の際、「判決日は追って指定」と云って立ち去ったが、松山地裁での一審や、他の4大公害裁判でもそんな例は無い。TMI事故によって、法廷での彼我の攻防が逆転し、裁判所があてにしていた国側が苦境に立った。強引に結審を宣言してから現在までの裁判所の動きから、次のように推定している。①原告側の書面や証言の内容も十分に理解できないままに、判決は書けるだろうと結審した。②しかし一審以来の諸文書を読み込むについて、判決が書きづらくなってきた。③審理を再開したいけれどもそれもできない、のであろうと。

会計報告（'84.6/7～7/6）

収入	
会費	30,000
ニュース購読料	75,450
カンパ	9,000
コピー代金	27,000
計	141,450
支出	
ニュース印刷代	16,000
振替手数料	540
郵送料	9,520
会場費	3,000
資料費	5,910
事務用品費	4,800
高松集会援助費	195,000
（弁護団旅費	95,000）
（八西協カンパ	100,000）
コピー料金	13,370
ゼロックス・リース料	14,300
計	262,440
差引	−120,990
積立金合計	1,515,135

伊方訴訟ニュース

第131号
1984年 7月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先：〒530 大阪市北区西天満 4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所内 ☎ 06-363-2112 口座 大阪 48780

伊方原発裁判遅延に抗議する集会

裁判の経過と到達点を確認し 高松高裁に抗議の行動

集会は、6月21日、裁判所の近くの国鉄労働組合会館で行われた。定員150名ほどの会場は、補助イスも出して満員の盛況。伊方現地からは、明け方出発の大型マイクロバスで、原告団代表や顔なじみの御婦人たちが、また、八幡浜や磯崎の若い人たちはマイカーで、それぞれ疲れも見せずに会場に。弁護団からは、藤田、仲田、熊野、菊池の四弁護士がかけつけ、荻野、久米の両補佐人も参加。関久子さんら大阪の支援グループの人たちや「伊方・東海訴訟を支援する東京の会」の代表たちの顔も見える。

愛媛地評と香川県評は、ともに後援団体として集会に協力されたが、愛媛からは地評事務局長や八幡浜地区労の代表などが、また、地元の香川県評からは、事務局長はじめ多くの組合員が、平日の午後という時間帯にもかかわらず参加した。（以下4頁右下に続く）

2号炉第20回公判

二つの準備書面で国側を追及し 米軍機・自衛隊機飛行コースで論戦

被告国側の主張に対する原告住民側の追及が続いている法廷では、今回、2通の準備書面を住民側が提出。一つは、保内町磯崎の「若人研」の原発廃水調査結果を、同研に属する原告らが中心になって書面にまとめ上げたもの。「温廃水は安全審査の対象外」と逃げようとする国側に、伊方原発沖で進行する環境破壊と汚染の実態をつきつけ、その無責任ぶりを追及したものである。

もう一つの書面は、「放射線は微量でも障害を生じる」との当然の認定を、手のこんだやり方でごまかそうとしている国側の主張を筋道立った論旨で暴いたもの。

これら二つの書面による追及が行われた後に、伊方原発周辺を飛び回る米軍機・自衛隊機の飛行コースについて、「把握していない」との国側の釈明内容をめぐって、住民側、国側、裁判長の間で応酬があった。提出された二つの準備書面の紹介と合わせて、次号で今回の公判の模様を報告する予定である。

決　意　表　明

我々、伊方原発に反対する住民並びに原告は、十六年前の昭和四十三年以来、原発の危険性を知ることにより、原発から家族と地域住民の生命・財産を守るために、原発に断固として反対してきた。

原発を推進強化する四国電力や国・県・町は、一体となって原発絶対安全無害を言いたててきたが、それならば電気を多く必要とする工場地帯や都会に原発を建てよ、という我々の素朴な疑問に対して、彼らは何ひとつとして答えることができない。そして誠意ある答の代りに、警察機動隊を住民にさしむけて暴力で弾圧を図り、それでもかなわぬとみるや、国民の血税を湯水のごとくに注ぎ込んで、県や町の自治体ぐるみの買収工作を進めてきた。国や県や町、そして四電が「地元の了解を得た」という手続きなるものは、総べてが、住民不在の権力のゴリ押しと、金力による人心の破壊によって、デッチあげられたものにすぎないのである。

その結果、今や原発の町伊方町は、カネ、カネ、カネ、の泥沼ジゴクにおちている、とテレビで全国放送される現状にまでなっている。我々は、このような現状をみる時、原発からの放射能や熱排水による人体や環境への汚染と、破滅的大事故を未然に防ぐという闘いの目的と共に、原発をゴリ押しするために地域が腐敗させられていく現状も阻止するために、これまで以上の原発反対の闘いを強める必要があると確信している。

この我々の進める闘いの中で、原発一号炉・二号炉の設置許可を取り消させるために起した裁判の闘いは、現地における闘いと共に、車の両輪のごとき大きな闘いである。我々原告と弁護団は、国の安全審査なるものがいかにズサンでデタラメなものであったかを、一号炉裁判の中で完全に明らかにした。しかし、不幸にも、一審の柏木裁判長は、一年後には物笑いとなることも知らずに、被告国側の言い分のみを採用した原告敗訴の判決を行った。その十一カ月後に、あの、米国スリーマイルアイランド原発の大事故が発生し、原子炉の炉心は無残に破壊され、事故から丸五年たった今日さえ、事故の後始末ひとつなしえていない有様なのである。我々の一審での主張のことごとくが事実で実証され、控訴審における勝利を、我々は強く確信することができたのである。

だが、その我々の控訴審への期待は、昨年三月四日に突如として宮本勝美裁判長らによって裏切られた。既に誰もが知っている通り、宮本裁判長らは、原告が数多くの主張を残しており、証人調べを求めているにもかかわらず、なんの根拠もない被告の審理打ち切り要求に屈して、審理を中途で放棄して逃亡してしまったのである。このような裁判所のやり方は、最早裁判の名に値いしない暗黒裁判であり、正義の一片もない。

さらにその上、我々原告の五回にわたる審理再開要求と三つの準備書提出に対して、何の応答もなく面会すら拒むという無礼を続け、去る四月二十六日に原告代表が訪ずれた時も、顔を合わせながら血相を変えて裁判官室に逃げ込みたてこもるという恥態をさらしている。高松高裁の誇りもここまでおちてしまったのかと、悲しみ嘆くのは決して我々原告だけではない。この様な前代未聞の審理打ち切りや、原告からの逃亡、そして審理再開の拒否を高裁が続けるならば、高裁の威信は地におち、ひいては国民全体の、司法の独立性、公平性への信頼は大きく揺らぐことになるのである。

我々住民と原告団は、高松高裁と宮本裁判長らの不当な審理打ち切りと、一年三カ月以上に及ぶ原告・弁護団からの逃亡に断固と抗議し、あわせて原告の未審理事項の審理と、意見表明、最終意見陳述の提出を求めて、高裁に審理再開を強く求めていく覚悟である。

また、仮に、事態がこのまま推移して、最悪の結果があったとしても、我々の闘いを続ける覚悟と闘志は微動だにしない。我々は必らず勝利の時まで闘い続ける決意である。

最後に、本日この集会に御参加下さいました香川地評、原水禁、支援の会、その他数多くの支援団体、支援者の皆様に厚く御礼を申し上げると共に、今後、一層厳しくなる闘いに対して、これまでにも増しての御支援をたまわりますよう、心より訴えて決意表明を終ります。

一九八四年六月二十一日

伊方原発反対八西連絡協議会
伊方原発一号炉控訴審原告団

抗議ならびに弁論再開要求書

貴部は昨年三月四日の口頭弁論において、突然に弁論終結を宣し、以後、今日まで一年と三カ月以上にも亘って原告及び弁護団に対し一片一句の応答もなしていない。

貴部のこのような行為は、裁判官として課せられたる公平・厳正なる審理の遂行とは、ほど遠いものであり、職務の放棄であると断ぜざるを得ず、ここに強く抗議する。

我々原告は昭和五十三年四月三十日に本件の控訴提起をなして以来、昨年三月まで、二十二回に亘って本裁判所の口頭弁論に通い、本日までに六年の歳月がすぎ去った。しかしながら、裁判の審理状況は米国スリーマイルアイランド原発二号炉の事故をめぐる議論の段階にあり、一審判決後に次々と明らかになっている原発の危険性、安全審理と許可の違法性を証明する新証拠の数々についての審理は、ほとんど審理されていない。

即ち、我々原告が昨年三月以後に貴部に提出した、セイラム原発でのスクラム事故が明らかにした原子炉制御システムの基本的欠陥、放射性廃棄物の最終処分法のない違法審査、地震に関する被告主張の破たんと一審判決の各事項や、また本件伊方一号炉で現実に二回にも亘って計百七十六本もの細管に損傷が生じる事実によって、被告主張が崩れ去っている蒸気発生器細管の隠しようもない欠陥、米国原子力規制委員会が「破壊の恐れもある」と指摘した原子炉圧力容器、住民原告自身の調査で明らかになっている伊方原発周辺海域の生態系の破壊と進行をもたらしている熱廃水、微量放射線による人体・生体への破壊を立法による規則も行なわずに一片の告示でゴマカシている被告の許しがたい犯罪等、どれをとっても、到底、見過ごすことのできない重大事案について、全く審理に入っていないのである。これらの審理を欠いては、いかなる“審理”も“結論”もありえないことは誰しも認めるところである。

にもかかわらず、貴部は突然の審理放棄によって、これらの各重大事項の証人調べを行なわなかったばかりでなく、これらの事項に関する書証の提出すら認めることなく沈黙している。あまつさえ、原告の当然の権利で

ある最終意見表明あるいは意見陳述書の提出さえ拒んだままの審理放棄は、いかなる詭弁、強弁をもってしても正当化されないことは誰の目にも明らかである。

我々原告は、右の通り、本件においてはまだ多くの主張すべき諸問題を残しているため、貴部の突然の弁論終結宣告の後に、同年六月七日、同七月七日、同八月十八日、同十一月四日、本年一月十八日と、五回にも亘って、弁論再開申立書を貴部に提出し、合わせて、準備書面七、同八、同九の三書面を提出した。しかし、貴部はこれらの申立てに対し、弁護団代表に面会することすら拒絶し、かたくななまでに沈黙と無視という、およそ人としてあるまじき無礼を続けてきた。

このため、我々原告は、去る四月二十六日に、原告みずから三人の代表が高松におもむき、貴部に面会を求め、弁論の再開と法延における原告意見表明、および最終意見陳述の機会を求めて要望書を提出したが、ここに至ってもなお、貴部は面会すら拒み、偶然に出会った宮本裁判長らは我々と顔を合わせても、なお、裁判官室に逃げこんで立てこもるといった、およそ信じがたい行動を原告の目の前で行った。当日の書記官の伝言による「裁判の公平を期するために当事者とは会わない」などという貴部の言い分は、当事者双方の言い分を十分に主張させる審理があって初めて言える言葉であり、審理の中途放棄という前代未聞の暴挙を強行した貴部には、そのような言葉で逃げる資格はない。

我々原告は、貴部が我々原告の当然かつ必要なものとして要求している弁論再開要求に対して、貴部がかたくなに応じることなく、更に大きな暴挙に走ることを恐れ、かつ憂えているものである。万が一、先に示した、原告が必要として主張せんとしている未審理に残された重大事項について、今後も何の審理もなされないままになるとするなら、最早、貴部においては、審理の中には原告が存在せず、被告国側のみの一方的、かつ不当なる主張のみしか考慮にない、不公平で、裁判の名に値しない審理結果しか、期待できないことになる。その様な事態がもしおきれば、貴部はもとより、高松高等裁判所の司法的権威が地に落ちるばかりでなく、我が国の司法への公平性・独立性についての信頼は、はかりしれない打撃を受けることになるのは火を見るより明らかである。貴部らに国民が託した責任はいかに重いものであるかを今一度想い起し、自覚されんことを切に願うものである。

従って、貴部においては原告の弁論再開申立てを受け入れ、一刻も早く審理再開に入っていただきたい。そうすることによってしか、現在、貴部に向けられている、原告のみならず、国民各層の不信・疑問を解くすべはないと信ずるものである。

右抗議し、かつ、弁論再開を強く要求する。

昭和五十九年六月二十一日

高松高等裁判所

民事第四部　御 中

昭和五十三年（行）コ第四号

伊方発電所原子炉設置許可処分請求控訴事件

控 訴 人　　広 野 房 一

ほか　二二名

（被控訴人　　通商産業大臣）

……

（１頁から続く）集会は定刻（午後１時）を少し遅れて始った。司会は、２号炉訴訟原告の八幡浜の平井さん。まず、主催の伊方原発反対八西連絡協議会を代表して、広野さんが次のようにあいさつした。

伊方の現地では、すでに１６年にわたって闘い続けてきているが、その中で弁護団や全国からの支援を得て裁判闘争を進めてきた。１号炉に対する松山地裁の柏木判決が誤っていたことは、スリーマイル島事故で証明された。そのことを高松高裁の裁判長らに分ってもらおうと、弁護団を中心にやってきたが、昨年３月、裁判長は、まだ沢山の証人の調べも残したままで、しかも、私たち原告や弁護団の最終意見陳述さえも拒否し、裁判を打切るという暴挙に出た。

その後も、弁論を再開してほしいと何度も要請し、４月２６日には、私たち原告代表が要請書を持って直接高松高裁に出向いたが、裁判長は面会さえ断り、その後今日まで、相変らず何の通知もないままである。それで、愛媛地評や香川県評にも協力をお願いして、このような集会を開き、裁判所に強く抗議することにした、と。

ついで、集会あてに送られてきたメッセージの紹介があり、高知県窪川町の「ふるさとを守る会」、京都の「反原発めだかの学校」それに埼玉の「伊方訴訟を支える会」からの激励電報や連帯のあいさつが読み上げられた。いずれも、伊方住民の健斗を称え、ともに反原発の運動を進める決意をのべたもので、全参加者の熱い拍手を受けた。

続いて「来賓のあいさつ」に移ったが、もちろん形式的なあいさつではなく、次々に立った人たちは、それぞれの立場や観点から、強行結審のあと、打ち捨てられたようになっている裁判の現状、経過、問題点、そしてこんごの対処の仕方などについて発言した。全発言は約２時間にも及んだが、会場にはだらけた空気は全く感じられず、集会に参加して始めて伊方の裁判の実態にふれた多くの人たちに、深い感銘を与えたように見受けられた。

最後に、原告団の「決意表明」（２頁に掲載）を大沢さんが、ついで、裁判所に提出する「抗議ならびに弁論再開要求」（３頁に掲載）を西村さんが、それぞれ力強く読み上げ全員の拍手で確認して集会を終えた。

集会終了後、原告ら住民代表を先頭に、約５０名の人たちが高松高裁に向った。高裁では住民代表らは直ちに６階の裁判官室に向い他の人たちもそれに従った。裁判官室手前の書記官室の前で、４月２６日と同様に、責任者格の２名の書記官が一行を制止する。そこで、「一方の当事者と話し合うことはしないというのが裁判所の方針だ」という書記官と、「松山地裁では会ってくれた。早朝から、はるばるこうしてやってきているのに、なぜ会えないのか。その理由を、ここで裁判長から聞きたい」とつめよる住民代表らとの間で１時間近くも押し問答。

住民代表らは、持参してきた「抗議ならびに弁論再開要求」を受け取っておく、という書記官の申し出を拒否し、「ここで待っているから、この書面を裁判長に渡してきてほしい」と要求。結局、「それでは」と、書記官のひとりが書面を受け取り、裁判官室に入る。しかし、２０分ほどしても書記官は戻ってこない。この間裁判官室では、「そんなものを受け取ったら会ったことと同じだ」と拒否する宮本裁判長と、住民代表に約束した手前、引き下がれない書記官との間で押し問答している、との情報も入る。

早朝からのバス旅行で疲れが目立ち、これ